

犯罪被害にあうと……

❖心身の不調

不安になる
眠れない
感情や感覚がマヒしてしまう
自分を責めてしまう
感情のコントロールができない



❖日常生活の支障

仕事や学校に行けなくなる
家事や育児等を行うことが困難となる

❖経済的な負担

司法手続きや治療等に係る費用負担

「二次被害」を知っていますか

犯罪による被害は直接的な被害のほか、周囲の配慮に欠ける言動やインターネットでの誹謗中傷、報道機関などによる過度な取材など、被害後に起きる様々な問題を「二次被害」といいます。



まわりの人ができること

犯罪の被害にあうことは誰でもおこりうることです。身近な人が被害にあったら、被害にあった人の立場を思いやり、耳を傾け、寄り添うことが支えになります。

いつもどおり自然に接する
被害にあった人の気持ちを思いやり、共感する
被害にあった人の責任ではないと繰り返し伝える

藤沢市以外の相談先

かながわ犯罪被害者サポートステーション

☎ 045-311-4727

9:00 ~ 17:00 (月~土曜日)

※祝休日・年末年始、
かながわ県民センターの休館日を除く

かながわ性犯罪・性暴力被害者 ワンストップ支援センターかならいん

#8891 (全国共通・通話無料)

または

☎ 045-322-7379

24時間 / 365日受付
どなたでも (年齢・性別は問いません)

男性及びLGBTs被害者のための 専門相談ダイヤル

☎ 045-548-5666

16:00 ~ 20:00 (火曜日のみ)

※祝休日、年末年始を除く

性暴力に関するSNS相談 Cure Time (内閣府委託事業)



犯罪被害にあわれた方へ



支援のご案内

ひとりで悩まず
ご相談ください



藤沢市 人権男女共同平和国際課

☎ 0466-50-3501

8:30~12:00、13:00~17:00 (月~金曜日)

※市の窓口開設時間以外は、裏面の
「藤沢市以外の相談先」へお問合せください

藤沢市犯罪被害者等支援条例に基づいた支援内容



経済的支援

❖支援金の支給

犯罪被害にあわれた方に支援金を支給します。

- ・遺族支援金
30万円
- ・重傷病支援金（加療1か月以上）
10万円（入院3日以上）
5万円（入院要件なし）
- ・性犯罪被害支援金
10万円（不同意性交等）
5万円（不同意わいせつ等）

相談支援等

❖法律相談

犯罪被害によって生じる法律問題について、弁護士による法律相談を実施します。

2回まで（無料）

❖カウンセリング

精神的負担の軽減を図るために専門家によるカウンセリングを実施します。

10回まで（無料）

日常生活支援等

❖家事及び介護等支援費用の助成

ホームヘルプサービスの利用費用を助成します。

1時間4,000円を上限に
合計60時間まで

❖一時保育費用の助成

就学前の子の一時保育の利用費用を助成します。

1人1回あたり3,000円を上限に
合計10回まで

❖一時預かり費用の助成

小学校に就学している子の一時預かりの利用費用を助成します。

1人1回あたり7,200円を上限に
合計10回まで

❖配食サービス費用の助成

配食サービスの利用費用を助成します。

1人1回あたり1,000円を上限に
合計30回まで



住居支援

❖転居費用の助成

転居に要する費用を助成します。

1回あたり20万円を上限に2回まで

❖緊急避難場所の提供

神奈川県が実施する緊急避難場所の提供を受けている場合、必要に応じて延泊を提供します。

県による支援に加えて2泊まで

● 対象 ●

- ・条例施行（令和7年10月1日）以降に発生した犯罪等による被害が対象です。
- ・支援内容ごとに対象者及び要件が異なりますので、詳細はお問合せください。

問合せ先

藤沢市 人権男女共同平和国際課

☎ 0466-50-3501

8:30～12:00、13:00～17:00（月～金曜日）

※祝休日、年末年始を除く

